

---

## 済生会かごしま介護医療院

### (介護予防) 短期入所療養介護サービス契約書

---

利用者 \_\_\_\_\_様（以下「甲」という。）と事業者 済生会かごしま介護医療院（以下「乙」という。）とは、(介護予防) 短期入所療養介護サービス利用について次のとおり契約を結びます。

#### (契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、医学的管理の下で、看護、介護の援助により、甲がその有する能力に応じて日常生活を営むことができるように(介護予防) 短期入所療養介護サービスを提供します。
- 2 乙は、(介護予防) 短期入所療養介護サービス提供に当たっては、甲の要介護状態区分及び甲の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

#### (契約期間)

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合の更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

#### (運営規程の概要)

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

#### (施設サービス計画の作成・変更)

- 第4条 乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、この条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 介護支援専門員は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲の人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう、他の従業者

と協議の上、施設サービス計画案を作成し、これを甲及びその身元引受人又はそれに準ずる代理人（以下「身元引受人等」という。）に対し説明し、その同意を得るものとします。

- 3 施設サービス計画には、提供する（介護予防）短期入所療養介護サービスの目標、その達成時期、サービス内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する（介護予防）短期入所療養介護サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。
  - (1) 甲の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
  - (2) 甲が施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項の規定により施設サービス計画を変更する際には、甲及び身元引受人等にその旨を説明して同意を得るものとします。

（サービス内容及びその提供）

第5条 乙は、前条の規定により作成され、又は変更された施設サービス計画に基づき、甲に対しサービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 甲の施設サービス計画が作成され、又は変更されるまでの間は、乙は、甲がその有する能力に応じて人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲のサービス提供に関する記録を整備し、その記録が完結した日から5年間保存します。
- 4 甲及び身元引受人等は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととし、個人情報の提供に係る手続きについては、済生会鹿児島病院の関係規程等を適用するものとします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙は、甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合には、事前又は事後速やかに、甲の身元引受人等に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 乙が、甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限

した場合は、前条第3項のサービス提供に関する記録を記載した書類に次の事項を記載します。

- (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- (2) 前項に規定する甲又は身元引受人等に対する説明の時期、内容、その際のやりとり等の概要

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲に（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供したサービスについて、甲、身元引受人等から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲、身元引受人等が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(医療体制)

第9条 乙は、配置の医師及び看護職員に、常に甲の病状、心身の状況等を把握させ、甲及び身元引受人等に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。

- 2 乙は、甲の病状から判断して必要な場合は、速やかに別紙「重要事項証明書」に記載する協力医療機関又は専門の医療機関と連係をとって対応するなど適切な措置を講じます。
- 3 甲は、済生会鹿児島病院以外の医療機関を受診する場合は、乙に必ず申し出なければなりません。

(費用)

第10条 乙が提供する（介護予防）短期入所療養介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項証明書」に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額を基に算定された利用者負担金を乙に支払います。
- 3 乙は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、そのサービス内容及び利用料について説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、（介護予防）短期入所療養介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料又はその他の費用の額に変更が生じた場合は、甲に対し通知します。

(秘密保持)

第 11 条 乙及びその従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及び身元引受人等の秘密を第三者に洩らしません。

- 2 乙は、甲の同意を得ることなく、居宅介護支援事業所等の関係機関に対し、甲又は身元引受人等の情報を提供しません。
- 3 乙は、甲が適切な介護サービス等が受けられるようするため、甲のかかりつけ医や介護（予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所等の担当職員に甲又は身元引受人等の情報を提供し、又は提供を求める場合があります。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、3 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができます。

- (1) 甲が、要介護認定区分において自立（非該当）と認定された場合
- (2) 甲及び身元引受人等が、この契約に定める利用料その他自己の支払うべき費用を正当な理由なく 2 か月以上滞納した場合
- (3) 甲の病状・心身状態などが著しく悪化し、乙において適切なサービスの提供を行うことが難しいと判断された場合
- (4) 甲が、乙の従業者又は他の利用者に対し、乙における利用継続が難しいと判断される迷惑行為を行い、乙が適切な対応を行っても防止できなかった場合
- (5) 甲が自傷行為を繰り返すなど、自殺の危険性が極めて高く、乙において適切な対応を行ってもこれを防止できなかった場合
- (6) 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為を行い、改善の見込みがない場合

(契約の終了)

第 14 条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 甲が要介護認定において自立（非該当）となったとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 甲が第 12 条の規定に基づき契約を解除したとき。
- (4) 乙が前条の規定に基づき契約を解除したとき。
- (5) 乙が、甲に対し（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供する必要がなくなったとき。
- (6) 甲が死亡した場合。

(契約終了後の退所と清算)

- 第 15 条 甲は、この契約終了後、直ちに乙を退所します。
- 2 契約期間中に契約が終了した場合は、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、乙は甲に対し未給付分の利用料相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が乙を退所するときは、乙は、あらかじめ甲の退所先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第 16 条 乙は、(介護予防) 短期入所療養介護サービスの提供に際して事故が発生した場合は、速やかに身元引受人等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意又は過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(身元引受人)

- 第 17 条 乙は、甲に対し身元引受人等を定めることを求めます。
- 2 身元引受人は、次の責任を負います。
- (1) 甲が乙を利用するに際してサービス計画及び医学的管理上必要な事項の説明を受け、同意すること。
- (2) 甲が乙を利用するに際して生じる費用の支払いに関する責任を負う。
- (3) 甲が済生会鹿児島病院以外の医療機関に入院する場合は、入院手続きが円滑に進むように協力すること。
- (4) 契約が終了した場合は、乙と連携して、甲の病状等に応じた適切な受け入れ先の確保に努めること。
- (5) 甲が死亡した場合は、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置を行うこと。

(利用者代理人)

- 第 18 条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理人に行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

- 第 19 条 この契約に関する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

2 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条の目的のために、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

(介護予防) 短期入所療養介護サービスを利用するにあたり、「重要事項説明書」の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

また、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により、甲が適切な介護サービス等を受けるために、必要な範囲内で、乙が、甲のかかりつけ医、関係する介護（予防）サービス事業者、居宅介護支援事業者等との間で甲の個人情報を提供し、及び使用することに同意します。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が署名押印の上、1 通ずつを保有するものとします。

済生会かごしま介護医療院  
(介護予防) 短期入所療養介護サービス利用契約書  
(兼) 個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日

〈利用者 甲〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〈身元引受人〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_ — —

利用者 甲との関係 \_\_\_\_\_

〈代理人(選任した場合)〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_ — —

利用者 甲との関係 \_\_\_\_\_

〈事業者 乙〉

法人名	社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部 鹿児島県済生会
住 所	鹿児島市南林寺町 1 番 11 号 済生会鹿児島病院内
施設名	済生会かごしま介護医療院
代表者名	施設長 久保園 高明 <span style="float: right;">印</span>